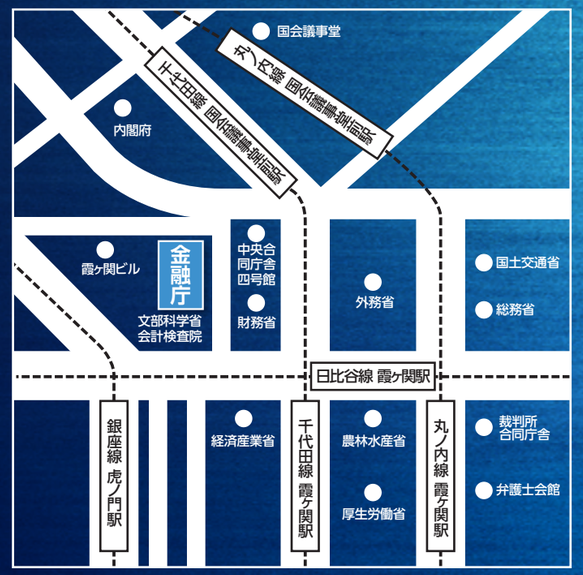

金融庁
〒100−8967
東京都千代田区霞が関 3−2−1　中央合同庁舎第７号館
TEL 03−3506−6000（代）

交 通
（地下鉄）

- 銀座線「虎ノ門」駅　徒歩６分
- 千代田線・日比谷線「霞ヶ関」駅　徒歩６分
- 丸ノ内線「霞ヶ関」駅　徒歩９分
- 丸ノ内線・千代田線「国会議事堂前」駅　徒歩７分

金融庁
Financial Services Agency

2020年３月発行

金融庁とは

「金融」とは、身体をめぐる血液のようなものであり、資金が適切に供給されていくことで、経済や国民の生活の向上が図られます。

金融庁は、金融を取り巻く環境が急激に変化する中にあっても、

(1) 金融システムの安定／金融仲介機能の発揮
(2) 利用者保護／利用者利便
(3) 市場の公正性・透明性／市場の活力

のそれぞれを両立させることを通じて、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大を目指すことを目標とし、金融行政に取り組んでいます。

金融庁の任務

金融庁は、我が国の金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務としています。

金融庁設置法（抜粋）

（任務）

第３条　金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。

２　前項に定めるもののほか、金融庁は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。

３　金融庁は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

金融庁の所掌事務（金融庁設置法第４条 等）

- ◆ 金融制度の企画立案
- ◆ 銀行、保険会社、金融商品取引業者などの民間金融機関や金融商品取引所などの市場関係者などに対する検査・監督
- ◆ 金融商品市場における取引ルールの設定
- ◆ 企業会計基準の設定その他企業の財務に関すること
- ◆ 公認会計士、監査法人等の監督
- ◆ 国際的に調和のとれた金融行政の確立に向けた国際機関における作業や二国間・多国間金融協議への参加
- ◆ 金融商品市場のルール遵守状況等の監視　等

金融庁のシンボルマークについて

金融庁の英文名称「Financial Services Agency」の頭文字であるFSAを並べて図案化したものです。

中央の「S」の部分は円滑な金融の流れを表現し、両側からこの流れを守っている様子（状況）をイメージしています。

色は水色とし、円滑な金融の流れと当庁の行政の透明性を表現しています。

金融庁の設立経緯

平成10年6月
民間金融機関等に対する検査・監督及び証券取引等の監視を担う行政機関として金融監督庁が設立（総理府の外局）され、同年12月には金融再生委員会が設立されたことに伴い、同委員会の下に置かれる組織となりました。

平成12年7月
金融再生委員会の下に、金融監督庁を改組して金融庁が設置されました。これに伴い、これまで大蔵省が担ってきた金融制度の企画立案に関する事務も併せて担うこととなりました。

平成13年1月
中央省庁の再編により、内閣府の外局となり、また、金融再生委員会の廃止に伴い、金融機関の破綻処理等の事務を引き継ぐこととなりました。

金融行政の移り変わり

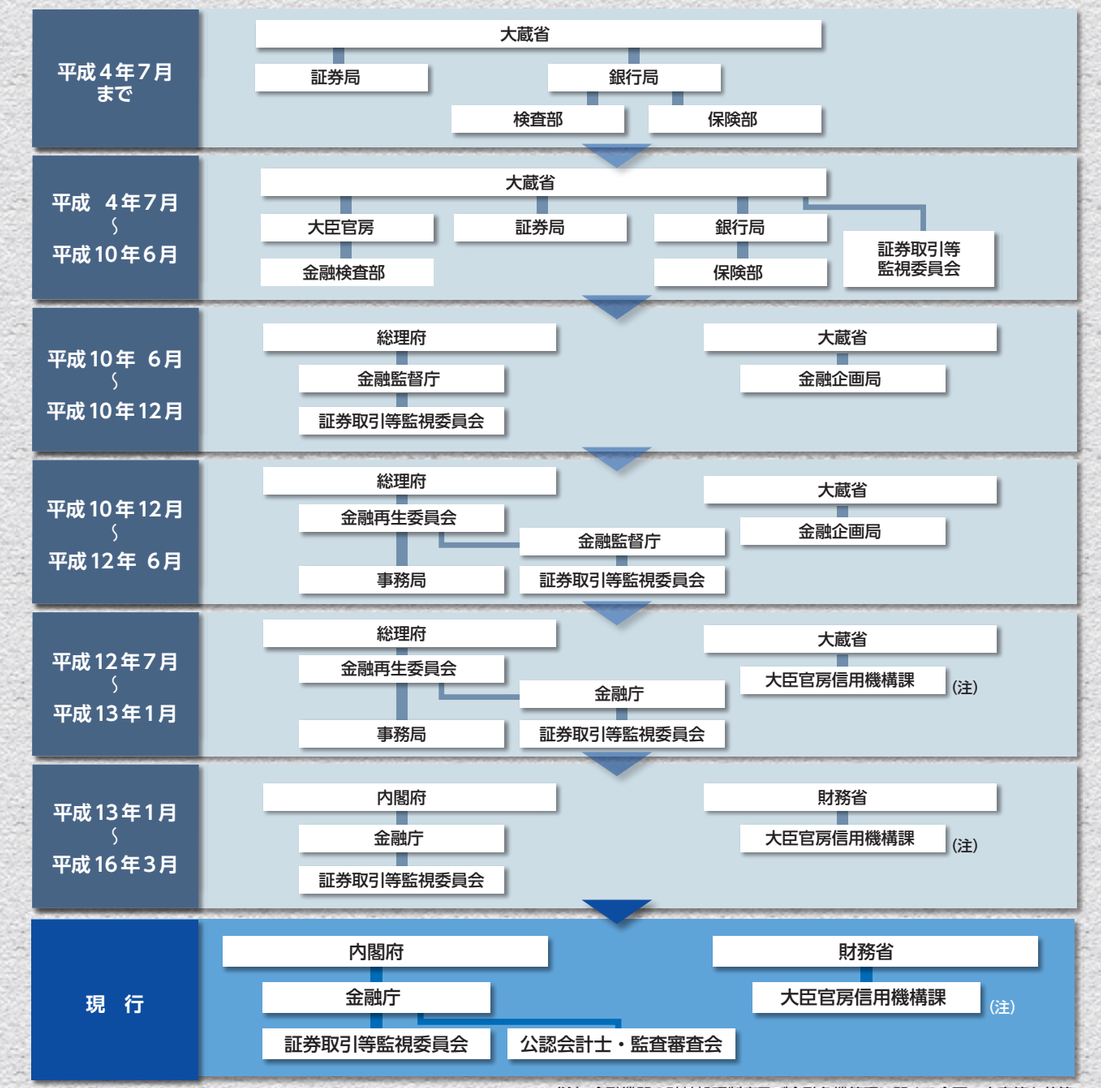

（注）金融機関の破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画・立案等を共管

金融庁組織図及び財務局一覧

金融庁の組織（令和２年１月現在）

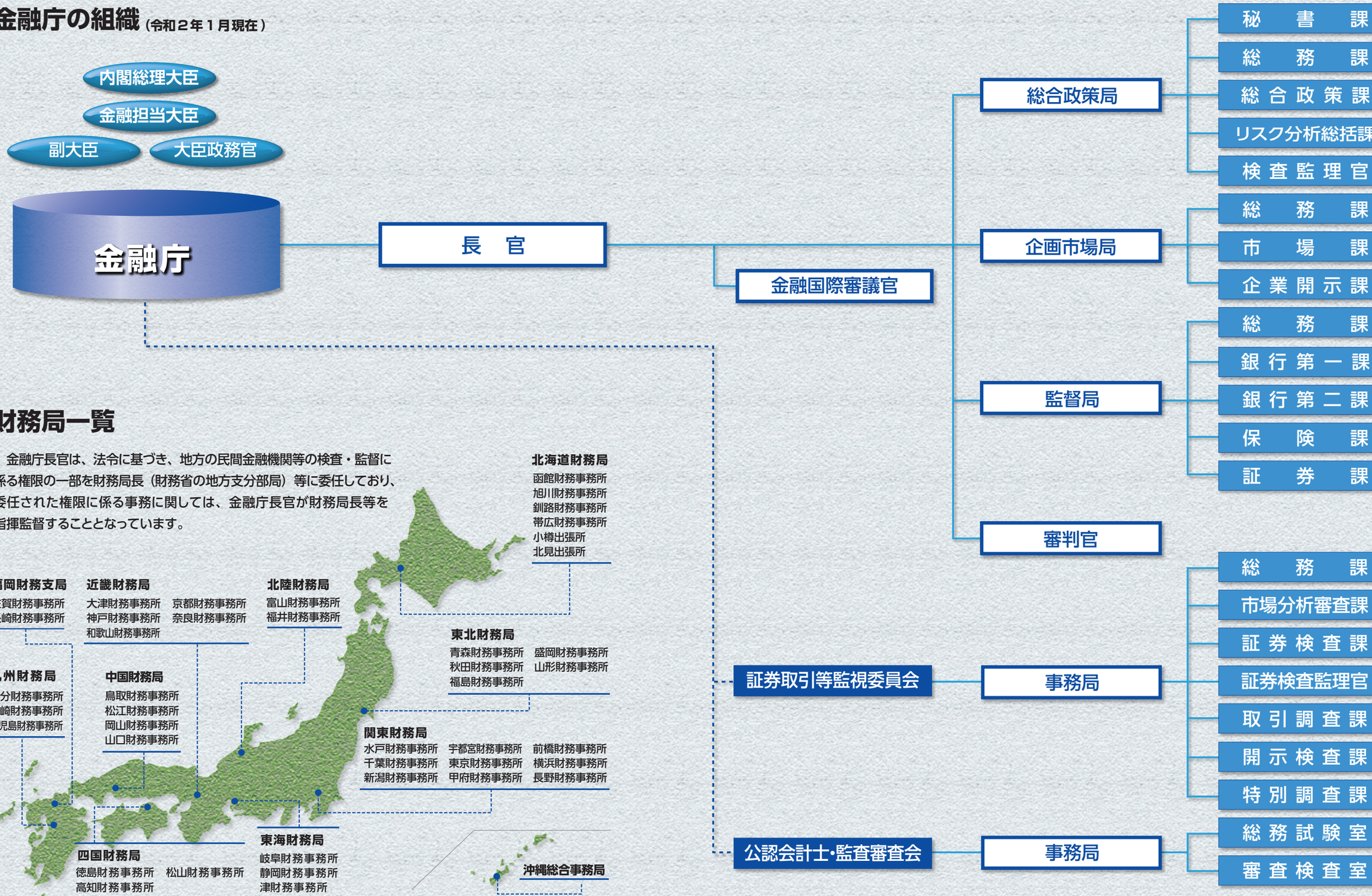

※組織図は、金融庁組織規則以上で定められている組織を記載。

財務局一覧

金融庁長官は、法令に基づき、地方の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務局長（財務省の地方支分部局）等に委任しており、委任された権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務局長等を指揮監督することとなっています。

金融庁の施策

金融の規制･監督には、「金融システムの安定」、「利用者の保護･利用者利便の向上」、「公正･透明な市場の確立」という３つの大きな政策目的があります。

これらの政策目的は、本質的には変わることなく以前から世界の多くの国の当局によって共有されていますが、他方で金融の技術の革新やグローバル化をはじめとして金融をめぐる状況は刻々と変化しています。

こうした動きに金融の規制・監督の手法を適応させ、その質的向上を図ることが、金融庁にとって大きな政策課題となっています。

総合政策局

総合政策局の機能は、以下の３つに大別されます。

金融庁の司令塔

金融行政の戦略的な立案、庁内の各部局間の連絡調整等の金融庁全体に関わる事項の総合調整機能を果たしています。金融庁のPDCAサイクルに基づく業務運営の観点から、前事務年度における金融行政の実績と今事務年度の金融行政の方針を一体的に取りまとめ、公表しているほか、金融行政の質を不断に向上させるため、「金融庁の改革」にも取り組んでいます。

金融外交の要として

金融分野における国際的な協調を深めるべく、国際的な金融規制に関する議論に貢献したり、海外当局とのネットワーク・協力の強化に取り組んでいます。

金融システムに潜むリスクを見極める

金融機関等における顧客本位の業務運営の定着状況や、マネー･ローンダリング対策、サイバーセキュリティ等といった金融機関等に共通する課題のほか、個々の金融機関のリスクのみならず、金融システム全体のリスクの状況や安定性等について、モニタリングを実施しています。

企画市場局

安定的で活力ある金融システムの構築と効率的で公正な金融市場の整備

企画市場局では、主に金融関連の法令や制度に関する企画・立案業務を担当しています。

具体的には、銀行法や金融商品取引法といった金融関連の法令の制定・改廃を通して、金融機関等が守るべきルールを定めるとともに、国民の皆さんが安心して資産運用することができ、企業が円滑に資金調達できるよう、安定的で活力ある金融システムの構築と効率的で公正な金融市場の整備を行っています。

法令や制度の企画・立案にあたっては、近年のデジタライゼーションの進展等による金融サービスや金融機関のあり方の変化に対応していくことが重要であり、金融審議会やパブリック・コメント等を通じて、金融機関や利用者をはじめとする幅広いステークホルダーからの意見を取り入れ、フォワードルッキングに金融制度のグランドデザインを策定しています。

また、コーポレートガバナンス改革や公認会計士・監査法人等の監督業務、有価証券報告書等の開示書類の審査・処分に関する業務、金融商品取引所の監督業務等も担当しています。

監督局

オン・オフ一体のモニタリングを活用した監督行政

金融検査・監督の目的は、信用を維持し、預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑化を図るため、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を期し、もって国民経済の健全な発展に資することにあります。

監督局においては、各金融機関の規模・特性や、財務の健全性・コンプライアンス等に重大な問題が発生する蓋然性等に応じて、実態把握や対話等によるオン・オフ一体のモニタリングを継続的に行っています。モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて監督上の措置を発動すること等により重大な問題の発生を予防するほか、対話等を通じて、より良い実務の実現に向けた金融機関自らによる様々な取組みを促しています。

金融庁では、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を確立することを基本としており、検査・監督業務を担う職員向けの手引書として、検査・監督に関する基本的考え方や事務処理上の留意点、監督上の評価項目等を体系的に整理した「監督指針」を策定し、公表しています。

証券取引等監視委員会

市場の番人として

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」）の使命は、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することです。証券監視委は、内閣総理大臣に任命された委員長及び２名の委員で構成され、独立してその職務を遂行しています。

証券監視委に設置されている事務局では、日常的な市場監視や金融商品取引業者等に対する検査、インサイダー取引等の不公正取引の調査、有価証券報告書等の開示検査、取引の公正を害する犯則事件の調査等の業務に当たっています。

検査や調査の結果、法令違反行為等が認められた場合には、金融庁長官等に対し、行政処分や課徴金納付命令の勧告等を行います。

公認会計士・監査審査会

監査の信頼性を支えるために

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」）は、内閣総理大臣に任命された会長及び９名の委員で構成され、独立してその職権を行使します。

審査会は、日本公認会計士協会が監査事務所に対して実施する品質管理レビューの内容を審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査等を行っており、その結果、監査の品質管理が著しく不十分である場合等には、行政処分等を講ずるよう、金融庁長官に勧告します。

また、公認会計士試験の公正かつ円滑な実施や公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議も行っています。

これらの活動を通じて、我が国の監査の品質の確保・向上及び会計監査の信頼性の確保が図られるよう努めています。